

火災共済

自分の家・隣の家からの火災被害を保障するだけでなく、台風・雪害などの自然災害に対しても保障します。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報(12頁～))を必ずお読みください。

特長

- 1 火災等による被害は「再取得価額」で保障します。
- 2 火災等の被害だけでなく、風水害等の被害も保障します。
- 3 建物・家財の合計口数が50口以上の方は「3保障制度」を付帯できます。

ご契約いただける方

交連共済の組合員であれば、どなたでもご契約できます。

ご契約期間

毎年7月1日～6月30日までの1年間です。契約期間の途中からでもご契約できます。途中契約の効力発生日は以下のとおりです。

- ① 現金納入の場合 … 掛金お支払い日の翌日午前0時から
- ② 郵便払込の場合 … 払込消印日の翌日午前0時から
- ③ 賃金控除および自振(月払い)の場合 … 控除月の翌月1日午前0時から

※ 3保障制度(共済セット加入)についてはお申し込んだ日の翌月1日が効力発生日となります。(ただし、保険料をいただいていることが条件となります。)

※ 退職された方は、賃金控除はできません。

こんな時に共済金をお支払いします



火災

破裂・爆発

航空機の墜落



自動車のとび込み

落雷

他人の居室からの水漏れ



風害

雨・水害

雪害・ひょう害



土砂崩れ/地すべり

高潮・高波

床上浸水

直接・間接を問わず地震・噴火・津波が原因となるものは除きます。

掛金

建築区分	月払い	半年払い	年払い
木造	7円	40円	80円
耐火(鉄筋)	3.5円	20円	40円

※ 1口あたりの掛金額です。

建築区分

耐火構造(鉄筋)となる建物は以下のいずれかを満たしたものです。

いずれにも該当しない場合はすべて木造の扱いとなります。

- (1) 建物の主要構造部のうち、柱・梁および床がコンクリート造りまたは鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根・小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られた建物。
- (2) 外壁のすべてが、コンクリート造り(ALC版を含む)、コンクリートブロック造り、煉瓦造り、石造り、土蔵造りのいずれかのもの。

ご契約の基準

持ち家					
建物	契約物件の地域	1坪あたりの契約口数		限度口数	
		木造	耐火		
	◇特別地域 東京・埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知・滋賀・奈良・京都・大阪・兵庫	7口	8口	最高 400口	
◇標準地域 上記以外の道県	6口	7口			
借家(社宅を含む)					
契約物件の専有部分面積		限度口数			
5坪(16.5m)未満		15口まで			
5坪(16.5m)以上		30口まで			
家財	世帯員数	1人世帯	最高 50口	4人世帯	最高 160口
		2人世帯	最高 110口	5人世帯以上	最高 200口
		3人世帯	最高 130口		
	独身寮 (家財のみ)	最高 50口			

ご契約の対象

建物	① 組合員またはその配偶者が所有し、居住に使用する建物。
	② 組合員またはその配偶者が居住している建物。
	③ 組合員の親(実父母・養父母・義父母)が居住している建物。ただし、いずれかの親1か所に限ります。
	④ 組合員の子が居住している建物。
	⑤ 組合員と同一生計にある祖父母・兄弟姉妹が所有し、かつ居住している建物。
家財	組合員または親族が居住する建物内に収容され所有する家財。 ※ 貸している家の場合は建物のみのご加入となり、家財のご契約はできません。

※ ご契約後、契約された建物が居住以外の用途(営業用等)に使用となる場合は、契約の対象外となります。

契約の対象とならないもの

- (1) 別棟の物置、納屋、その他付属建物 (2) 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー(決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたもの)その他これらに類する物 (3) 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品 (4) 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物 (5) 自動車およびその付属品 (6) 動物、植物等の生物 (7) データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 (8) 営業目的の建物部分 (9) 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物

共済金をお支払いできない場合(免責)

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者または共済金受取人の故意または重大な過失により生じた損害
- (2) 火災等または風水害等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- (3) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (4) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- (5) 核燃料物質(使用済を含む)もしくは核燃料物質により汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6) (5) 以外の放射線照射または放射能汚染
- (7) (3) から (6) までの事由により発生した事故の延焼または拡大
- (8) 発生原因がいかなる場合でも、(3) から (6) までの事由による事故の延焼または拡大
- (9) (3) から (6) までの事由に伴う秩序の混乱

自然災害保障を充実する
地震風水害共済の
付帯をおすすめします！

火災共済に付帯できる

3保障制度については 4～5ページへ！！

地震風水害共済については 6～7ページへ！！

掛金

●火災等共済金

区分	焼破損割合	給付割合	1口あたりの共済金	支払限度額	
				建物	家財
全焼損	70%以上	共済金（共済契約の共済金額）	10万円	最高400口 4,000万円	最高200口 2,000万円
半焼損	20%以上70%未満	再取得価額×焼損割合×1.43で共済金額の範囲内			
一部焼損	20%未満	半焼損の金額を超えない範囲内			

●風水害等共済金

区分	損壊割合	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・全流失	損壊率70%以上	30,000円	450万円
半壊	損壊率20%以上70%未満	15,000円	225万円
一部損壊	損害額100万円以上	3,000円	45万円
	損害額50万円以上100万円未満	2,000円	30万円
	損害額20万円以上50万円未満	1,000円	15万円
	損害額3万円以上20万円未満	200円	3万円
	損害額1万円以上3万円未満（見舞金）	契約口数 50口以上	一律 5,000円
床上浸水	浸水150cm以上	15,000円	180万円
	浸水100cm以上150cm未満	10,000円	120万円
	浸水50cm以上100cm未満	7,000円	84万円
	浸水30cm以上50cm未満	5,000円	60万円
	損害額3万円以上浸水30cm未満(注1)	3,000円	(注2)36万円
	損害額1万円以上3万円未満（見舞金）(注1)	契約口数 50口以上	一律 5,000円

(注1) 床下浸水による損害も含まれます。(注2) 実損額による保障となります。

※ 損害額は交運共済の標準単価で計算した金額とします。
※ 支払限度口数は150口(床上浸水は120口)までです。

●その他の共済金

共済金の種類	保障内容	支払限度額
水道管凍結修理費用共済金	水道管が凍結により損壊した場合の修理費用を保障	10万円
バルコニー等修繕費用共済金	マンション等の専用使用権付共用部分(バルコニー、窓ガラス等)が火災等により損害を被った場合の修繕費用を保障	30万円
漏水見舞費用共済金	水漏れにより、第三者に水濡れ損害を与え、自己の費用でお見舞金を支払った場合に対象	50万円
付属建物等風水害共済金	付属建物等(門、塀、カーポート、物置等)に風水害等で10万円を超える損害があった場合に対象	一律2万円

※ 詳しい内容については重要事項説明書をお読みください。
※ 建物および家財の合計口数が50口以上の契約がある場合に対象となります。

見舞金支払基準

●地震・噴火・津波による見舞金

損害の程度	損害割合等	見舞金
全損	70%以上	10万円
大規模半損	50%以上	7万円
半損	20%以上	5万円
一部損	20%未満で損害額5万円以上	1万円

※ 建物および家財の合計口数が50口以上の契約がある場合に対象となります。

3保障制度(共済セット加入)

1 類焼損害保障

ご自分が火元となり延焼し、お隣さんへご迷惑をおかけしてしまった場合、月々170円の掛金で、**最高で1億円の保障**をします。

2 個人賠償保障

マンション住まいで階下への水漏れや自転車運転中の賠償事故などで損害賠償責任を負った場合、**1事故・最高で1億円の保障**をします。
注)示談交渉サービスは付帯されていません。

3 借家人賠償保障+修理費用

借家で火事などを起こし、大家さんへの賠償が必要となった場合など、1事故につき**最高で1,000万円の保障**をします。また、被保険者が賃貸借契約等に基づき修復した場合、**修理費用として最高100万円の保障**をします。注)示談交渉サービスは付帯されていません。

火災共済のオプション保障についての詳細は次ページへ！！